

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成31年4月8日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成31年2月7日	伏見区	醍醐南里町	—	—	1	平成31年2月7日
		醍醐古道町	—	—	1	
		醍醐大高町	—	—	1	
		深草大亀谷東寺町	—	—	1	
平成31年2月19日	伏見区	久我御旅町	2	—	—	平成31年2月19日
平成31年2月28日	北区	衣笠衣笠山町	—	—	1	平成31年2月28日
		上賀茂備後田町	3	—	—	
	右京区	鳴滝般若寺町	2	—	—	
平成31年3月19日	山科区	東野片下り町	—	—	1	平成31年3月19日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)